



# 育児・介護休業法の改正に伴って 育児休業中の 健康保険料が見直されます

2022年10月1日より施行



育児休業のとり方で、  
不公平が生じないように

## ■ 出生時育児休業(産後パパ育休)の概要

対象期間 取得可能日数	子の出生の8週間以内に 4週間まで取得可能
申出期間	原則休業の2週間前まで
分割取得	分割して2回取得可能 ※初めにまとめて申し出ることが必要
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中に就業 することが可能

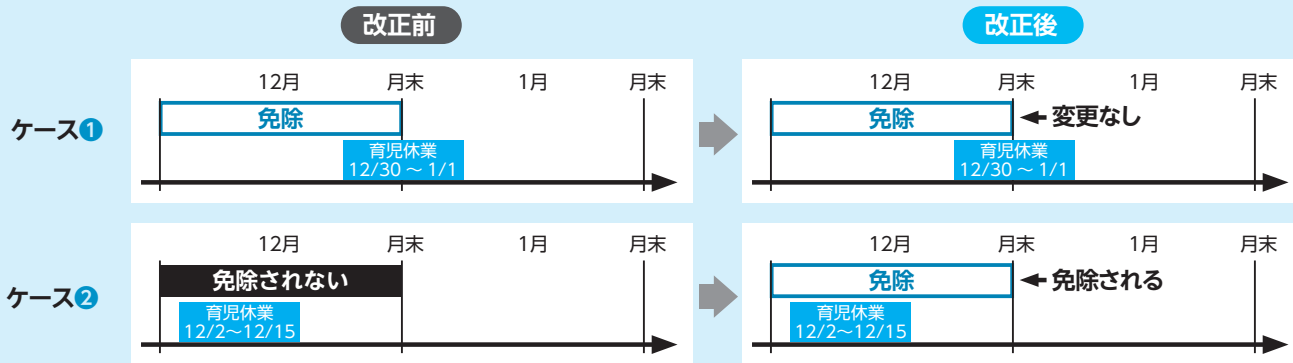
※従来の育児休業制度においても2回の分割取得が可能となり、特別な事情がある場合は1歳以降の再取得も可能となります。また、育休開始日についても柔軟化が図られます。

育児休業中は健康保険料が免除されますが、育児・介護休業法の改正に合わせ、短期間、育児休業を取得した場合等の公平性を図るため、2022年10月から健康保険料の免除要件が見直されます。ひと月に2週間以上育児休業を取得した場合と、賞与月の免除要件が変更になります。

また、同法の改正では出生時育児休業(産後パパ育休)(左表)が創設されますが、この制度を利用した場合も健康保険料が免除されます。

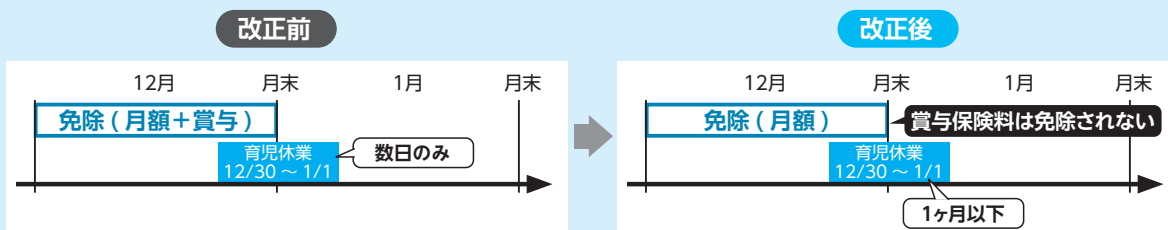
## ■ 短期間の育児休業の保険料免除要件

※長期間の育休については変更ありません。



改正前は月末時点で育児休業等を取得している場合に、当月の保険料が免除される制度になっていますが、月の途中で育児休業を終了したケース②の場合、保険料が免除されない不公平が発生していました。改正後は1ヶ月間に2週間以上の育児休業を取得すれば、その月の保険料が免除されます。

## ■ 賞与保険料の免除要件



賞与月の月末時点で育児休業を取得している場合に、賞与保険料を免除(月末1日のみ取得でも免除)

1ヶ月超の育児休業を取得した場合に限り、賞与保険料を免除(月額保険料は免除)